

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金（融資主体補助型（地域担い手育成支援タイプ））交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業の担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械の導入及び施設の整備等について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業等）

第2条 補助対象事業、補助対象経費及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就農後5か年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者）又は認定就農者（同法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた者）に限るものとする。

- (1) 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた者
- (2) 綾瀬市人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- (3) 前号に該当しない者で、綾瀬市人・農地プランの「今後の地域農業の在り方」を実現可能であると判断できる農業者又は当該農業者の組織する団体

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、第3条の補助対象者が同一年度に係る事業につき1回限りとする。

2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、

申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、内容を審査し、補助金について適否を決定したときは、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、原則として完了払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図る上で必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)で、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする者は、交付申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

(変更の承認)

第7条 規則第6条の規定による市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金変更(中止)承認申請書(第5号様式)に変更又は中止の内容及び理由を記載し市長に提出しなければならない。

(補助金の変更等承認通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請について、その内容を審査し、補助金の変更について適否を決定したときは、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 事業の着手は、第5条に規定する交付決定後とし、補助事業に着手したときは、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業着手届(第7号様式)を着手日から7日以内に市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず第5条に規定する交付決定前に補助事業に着手(契約行為を含む。)しようとするときは、着手日の前日までに綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業事前着手届(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告書後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第15条第2号の規定による市長が指定する機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、関係書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の関係書類については、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から10年間（対象財産の処分制限期間が10年を超える財産にあっては、そ

の期間が経過する日までの間)、それぞれ保存しなければならない。

(暴力団の排除等)

第14条 次の各号に掲げる者は、この補助金の交付対象としない。

(1) 綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号)第2条第2号から第5号までの規定に該当する者

(2) 市税の滞納がある者

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額
<p>強い農業・担い手づくり 総合支援交付金実施要綱 （平成31年4月1日付 け30生産第2218号 。この表において「国要 綱」という。）別表の1 の1（1）に規定す る融資主体型補助事業</p>	<p>国要綱別表の1の1に規定 する次の経費</p> <p>ア 農産物の生産その他農 業経営の開始又は改善に 必要な施設等の取得、改 良、補強又は修繕に要す る経費</p> <p>イ 農地等の造成、改良又 は復旧に要する経費</p>	<p>国要綱別表の1の1に規 定する次の交付率</p> <p>3 / 10以内 （上限300万円）</p>
<p>国要綱別表の1の1 （2）に規定する追加的 信用供与補助事業</p>	<p>国要綱別表の1の1に規定 する次の経費</p> <p>融資主体型補助事業が実施 されている場合に、融資機 関から行われる融資に係る 保証を行う基金協会に対し 、当該保証付き融資に係る 保証債務の弁済及び求償権 の償却に伴う費用への補填 に充てるための経費</p>	<p>国要綱別表の1の1に規 定する次の交付率</p> <p>定額</p>

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

印

年度において、次のとおり事業を実施したいので、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

なお、申請にあたり、市税の納税状況、住民登録情報を収集することを承諾します。

1 補助事業の名称	綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業
2 総事業費 (補助対象経費)	円 (円)
3 申請金額	円
4 添付書類	(1) 事業計画書（第2号様式） (2) 収支予算書（第3号様式） (3) 反社会的勢力に係る誓約書兼同意書 (4) その他市長が必要とする書類

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 農業者の情報

住所又は所在地	
名 称	
氏名又は代表者名	
補助対象者の区分	
営農類型	

2 農業用機械・施設等の情報

導入・整備等の内容	
機械・施設等の名称	
機械・施設等の能力・規模等	
導入・整備等予定日	

第3号様式（第4条関係）

年度収支予算書

1 収入の部 （単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
収入合計				

2 支出の部 （単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
支出合計				

第4号様式（第5条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の交付については、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	交付する 交付しない（理由 ）
2 補助事業の名称	綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業
3 補助金交付 決定額	円
4 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称	綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業	
2 総事業費 （補助対象経費）	変更（中止）前	円 (円)
	変更（中止）後	円 (円)
3 申請金額	変更（中止）前	円
	変更（中止）後	円
4 変更（中止）の理由		
5 添付書類	補助事業の変更（中止）内容が分かる書類	

第 6 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金変更（中止）承認申請書については、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり変更承認します。

1 当初交付決定額	円
2 変更交付決定額	円
3 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

第7号様式（第9条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出者 住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

印

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

1 補助事業の名称	綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業
2 契約年月日	年 月 日
3 着手年月日	年 月 日
4 完成予定年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 仕様書又は製品カタログ、見積合わせ（入札）関係書類、発注書又は契約書の写し (2) 工事工程表（施設整備）

第 8 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業事前着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

届出者 住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名



このことについて、次のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

1 着手予定年月日	年 月 日
2 事前着手が必要な理由	
3 条 件	(1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助対象者が負担すること。 (2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。 (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。
4 添 付 書 類	工事工程表（施設整備）

第9号様式（第10条関係）

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

報告者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名



綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり事業が完了したことを報告します。

1 補助事業の名称	綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業
2 総事業費 （補助対象経費）	円 (円)
3 補助金額	円
4 着手年月日	年 月 日
5 完成年月日	年 月 日
6 添付書類	(1) 収支決算書（第10号様式） (2) 事業費が確認できる契約書等 (3) 事業費の支払いが確認できる領収証等 (4) 納品書（機械導入）又は竣工届（施設整備） (5) 完成写真 (6) 財産管理台帳の写し (7) 融資額及び実行が確認できる書類 (8) 税務申告を適切に実施していることが確認できる書類 (9) その他市長が必要と認める書類

第10号様式(第10条関係)

年度収支決算書

1 収入の部 (単位:円)

科目	本年度決算額	前年度決算額	増減	説明
収入合計				

2 支出の部 (単位:円)

科目	本年度決算額	前年度決算額	増減	説明
支出合計				

第 1 1 号様式 (第 1 1 条関係)

綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

報告者 住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

㊞

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無 有 ・ 無

(2 で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 一般課税 ・ 簡易課税

(3 で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額 (5 から 4 の額を差し引いた額) 金 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。